

神戸市療養介護等利用者負担補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）及び同項に規定する療養介護医療（以下「療養介護医療」という。）の支給決定を受けた障害者に対する利用者負担の一部補助について必要な事項を定めることにより、他制度利用者と比べ大幅な負担増となっている障害者の負担の軽減を図り、生活支援を行うことを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象者は、法第29条第1項及び法第70条第1項の規定により本市の療養介護及び療養介護医療の支給決定を受けた障害者とする。

(補助の内容)

第3条 市長は、対象者の同一月における療養介護に係る利用者負担額、療養介護医療に係る利用者負担額及び健康保険法（大正11年法律第70号。）第85条第2項に規定する食事療養標準負担額の合計月額を、次の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、法第58条第3項により算定される利用者負担額の合計月額との差額について、これを補助する。

- (1) 一般（政令第42条の4第1項第1号に掲げる者） 55,800円
- (2) 低所得2（政令第42条の4第1項第2号に掲げる者） 36,900円
- (3) 低所得1（政令第42条の4第1項第3号に掲げる者） 22,500円

2 他の助成制度等が適用される場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される額から当該助成制度により補助される額を差し引いた額を補助する。

(補助の申請及び決定)

第4条 この要綱による補助金を受けようとする者は、福祉事務所に申請しなければならない。この場合において、法及び政令（関連する省令及び本市要綱を含む。）に規定する療養介護の支給申請をもって当該申請がなされたものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請に基づき補助を決定したときは、療養介護及び療養介護医療の支給決定にあたり補助額を差し引いた額を負担上限月額として通知するものとする。

(決定の取消し)

第5条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定を取り消すことができる。

- (1) 療養介護及び療養介護医療の支給が終了したとき又は支給決定が取り消されたとき。
- (2) 利用者負担額の見直し等により、第3条に規定する区分に該当しなくなったとき。

(3) その他福祉事務所長が必要と認めるとき。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。